

(様式例第11)

こ病第1071号  
令和3年9月27日

千葉県保健所長 山口 淳一 殿

住 所 千葉県中央区市場町1 - 1  
申請者  
氏 名 千葉県知事 熊谷 俊人 印

千葉県こども病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和2年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒260 - 8667 千葉県中央区市場町1 - 1
氏名	千葉県知事 熊谷 俊人

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

千葉県こども病院
----------

3 所在の場所

〒266 - 0007 千葉県緑区辺田町579 - 1	電話 (043) 292 - 2111
--------------------------------	---------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
0床	0床	0床	0床	218床	218床

## 5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 救急蘇生装置、除細動器、心電計、呼吸循環監視装置、人工呼吸器装置、微量輸液装置、心電図モニター装置 病床数 18床
化学検査室	(主な設備) 全自動免疫測定装置、多項目自動分析装置、血液ガス分析監視装置、自動浸透圧測定装置、遠心機、その他
細菌検査室	(主な設備) 全自動同定感受性検査装置、血液培養検査装置、オートクレーブ、安全キャビネット、CO 培養器、自動分注機
病理検査室	(主な設備) パラフィン包埋ブロック作成装置、密閉式自動固定包埋装置、自動染色装置、プレパラート自動封入機、電子顕微鏡
病理解剖室	(主な設備) 解剖台、臓器写真撮影装置、床埋込式体重計、病理肉眼標本保存真空バック
研究室	(主な設備) ガスクロマトロフィー質量分析器、高速液体クロマトグラフィー、分光吸光度計、冷蔵庫、冷凍庫、超低温冷凍庫(-120 )、クリーンベンチ、CO インキュベーター、PCR機器、恒温槽、乾熱滅菌器、オートクレーブ、倒立実体顕微鏡、蛍光顕微鏡
講義室	室数 2室 収容定員 90人(第一会議室48人、第三会議室42人) スクリーン、ビデオプロジェクター、マイク設備
図書室	室数 1室 蔵書数 7,400冊程度 定期購読雑誌140種類 パソコン4台、プリンター2台、コピー機1台
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 救急用自動車 保有台数 1台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 6.4m <sup>2</sup> 医薬品に関する書籍、情報ファイル、添付文書集、パソコン、電子カルテ端末

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	93.56%	算定期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率	56.50%		
算出根拠	A：紹介患者の数		4,149人
	B：初診患者の数		4,996人
	C：逆紹介患者の数		2,344人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	別紙参照				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床		2床
専用病床		6床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

### 3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
小児集中治療室	159.7m <sup>2</sup>	(主な設備) 救急蘇生装置、除細動器、ペースメーカー、心電計、呼吸循環監視装置、人工呼吸装置、微量輸液装置、心電図モニター装置	可
新生児未熟児室・集中治療室	72.65m <sup>2</sup>	(主な設備) 除細動器、人工呼吸装置、微量輸液装置、心電図モニター装置	可
手術室(5室)	236.9m <sup>2</sup>	(主な設備) 手術台、麻酔器、電気メス、人工心肺装置、除細動器、心電図モニター、その他	可
一般撮影室(2室)	49.6m <sup>2</sup>	(主な設備) X線撮影装置	可
X線テレビ室(2室)	51.9m <sup>2</sup>	(主な設備) X線テレビ撮影装置	可
血管造影室	83.9m <sup>2</sup>	(主な設備) 血管造影装置	可
CT室	64.0m <sup>2</sup>	(主な設備) CT装置	可
シミュレーター室	28.8m <sup>2</sup>	(主な設備) シミュレーター装置	可
リニアック室	103.0m <sup>2</sup>	(主な設備) 放射線治療装置	可
MRI室(2室)	60.0m <sup>2</sup>	(主な設備) MRI装置	可
アイソトープ検査室	53.8m <sup>2</sup>	(主な設備) ガンマカメラ	可
検査室	361.5m <sup>2</sup>	(主な設備) 全自動免疫測定装置、多項目自動分析装置、血液ガス分析監視装置、自動浸透圧測定装置、遠心機、全自動同定感受性検査装置、血液培養検査装置、オートクレーブ、安全キャビネット、CO <sub>2</sub> 培養器、自動分注機、パラフィン包埋ブロック作成装置、密閉式自動固定包埋装置、自動染色装置、プレパレート自動封入機	可
調剤室	111.0m <sup>2</sup>	(主な設備) 調剤台、散薬分包機、電子カルテ端末	可

#### 4 備考

2次救急対応は小児救急総合診療科が主に行うが、すべての診療科で救急患者の応需体制をとっている。  
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている。認定期間は平成29年3月18日から平成32年3月17日までである。

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること

。既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること

#### 5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	892人 (341人)
上記以外の救急患者の数	948人 (396人)
合計	1,840人 (737人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

#### 6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該前年度の共同利用を行った医療機関延べ数</li> <li>・これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数</li> <li>・共同利用に係る病床の病床利用率</li> </ul>	<p>0件 0件 0%</p>
---	-------------------------

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

<p>千葉県こども病院地域医療支援事業実施要綱に規定される第7条2項に規定される共同利用病床(5床)の運営と診療及び手術に参加するために必要な病院の建物の一部並びに当院が保有する高度診断機器</p> <p>医療機器：MRI、CT、その他診断機器 設備等：会議室、医師研修室、図書室、共同利用病床を利用するために必要な病室</p>
--

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無 有・無
- イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：狩野 文乃  
職 種：MSW

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院 開設者との経営上 の関係
<b>別紙参照</b>				

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	5床
--------------	----

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

・千葉県小児臨床症例研究会	年1回
・千葉県児童虐待対策研究会	年3回
・千葉県児童虐待防止研修会	年2回
・千葉県こども病院県民公開講座	年0回
・訪問看護ステーション公開講座	年1回
・超重症児を受け入れる訪問看護師研修	年0回
・超重症児を受け入れる訪問看護師研修 実地編	年0回
・NST勉強会	年1回

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	8回
(2)(1)の合計研修者数	321人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2)には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有・無  
 イ 研修委員会設置の有無 有・無  
 ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
	医師	内分泌科	医療局長	31年	教育責任者
	医師	感染症科	診療部長	25年	
	医師	アレルギー・膠原病科	病院長	38年	
	医師	代謝科	部長	24年	
	医師	循環器科	副病院長	38年	
	医師	血液・腫瘍科	部長	36年	
	医師	精神科	部長	32年	
	医師	神経内科	部長	26年	
	医師	腎臓科	部長	23年	
	医師	新生児・未熟児科	主任医長	19年	
	医師	小児外科	部長	27年	
	医師	整形外科	部長	20年	
	医師	形成外科	部長	35年	
	医師	眼科	部長	21年	



	医師	耳鼻咽喉科	診療部長	31年	
	医師	泌尿器科	部長	27年	
	医師	歯科	部長	29年	
	医師	心臓血管外科	部長	38年	
	医師	麻酔科	診療部長	29年	
	医師	集中治療科	部長	30年	
	検査技師	検査部	部長	35年	
	薬剤師	薬剤部	部長	38年	
	看護師	看護局	看護局長	39年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

#### 4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
第一会議室	101.2m <sup>2</sup>	(主な設備) スクリーン、ビデオプロジェクター、 マイク設備
第三会議室	64.8m <sup>2</sup>	(主な設備) スクリーン、ビデオプロジェクター、 マイク設備
医師研修室	33.9m <sup>2</sup>	(主な設備) 遠隔診療システム、スクリーン、 ホワイトボード、ボード付複写機
臨床研究室	30.0m <sup>2</sup>	(主な設備) ガスクロマトロフィー質量分析器、高速液体 クロマトグラフィー、分光吸光度計、冷蔵庫 、冷凍庫、超低温冷凍庫(-120℃)、クリー ンベンチ、CO <sub>2</sub> インキュベーター、PCR機器、 恒温槽、乾熱滅菌器、オートクレーブ、倒立 実体顕微鏡、蛍光顕微鏡
図書室	161.2m <sup>2</sup>	(主な設備) パソコン4台、プリンター2台、コピー機、 蔵書数 約7,000冊 定期購読雑誌 140種類

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	事務局長 伏居 丈夫
管理担当者氏名	事務局管理課長 船津 有美 事務局医事経営課長 荒木 了

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		<病院日誌> 事務局保管 <各科診療日誌> 各診療科保管 <それ以外の記録等> 電子カルテへ保存 *一部紙カルテは病歴室保管	患者毎に一元連番方式で管理
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療連携室	
	救急医療の提供の実績	地域医療連携室	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域医療連携室	
	閲覧実績	地域医療連携室	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携室	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	地域医療連携室長 皆川 真規
閲覧担当者氏名	事務局医事経営課主事 墳本 竜平
閲覧の求めに応じる場所	図書室
<p>診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法については、登録医への交付する「病院利用のご案内」に諸手続きにつき記載してある。</p> <p>紹介患者様の診療記録などの閲覧を希望する場合は、「諸記録閲覧申込書」に必要事項を記入し、地域医療連携室あてFAX(043-292-5401)申込をする。</p> <p>閲覧の際は地域医療連携室で名札を受取り着用の上、図書室で閲覧をする。</p>	

前年度の総閲覧件数		0件
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	1回	
委員会における議論の概要		
<p>1. 令和3年3月15日</p> <p>議題(1) 地域医療連携事業の取組状況について</p> <p>(2) 地域医療連携に関する現状</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・千葉県こども病院の患者動向</li><li>・登録医及び紹介患者の状況</li><li>・救急患者受け入れ状況</li><li>・MSW相談状況</li></ul> <p>新型コロナウイルス感染症の為、通常開催ではなく各委員に報告書類を送付し、書面開催とした。</p>		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他(病棟)
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	MSW・看護師
患者相談件数(令和2年4月～令和2年3月)	10,918件
患者相談の概要	
相談内容の種別	
1 経済に関すること(医療費、公費負担制度等)	548件
2 入院生活等療養上に関すること	7,125件
3 虐待に関すること	2,666件
4 福祉に関すること(手帳、福祉制度)	46件
5 日常生活に関すること	51件
6 苦情に関すること	12件
7 その他	106件
8 成人移行	364件

(注)患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療機能評価機構 認定期間：2017年3月18日～2022年3月17日	

(注)医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 年1回 千葉県こども病院県民公開講座を開催している。 年1回 病院広報紙かるがも(地域医療連携室だより「すくすく通信」)合体号を発行している。 。 県内の医療機関への上記のお知らせの郵送及び千葉県こども病院ホームページでの情報発信を行っている。	

3 退院調整部門

退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要 こども・家族支援センター内に生活支援室を設置し、退院支援及び退院支援の一環として相談業務に応じている。MSWや看護師が支援を行っている。	

4 地域連携を促進するための取組み

地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 小児専門病院のため、地域連携クリティカルパスの使用に適しておらず、現在のところは今後も使用の予定はない。 過去に地域連携パスの使用があったが、運用件数が非常に少なく地域連携の促進にはつながらなかったため、その後使用していない。	